

(様式4)

遊々の森における国民参加の森林づくり活動の公表

(協定の更新)

福島森林管理署白河支署は、下記のとおり遊々の森における森林づくり活動の協定の締結をしたので公表します。

記

1 協定相手方の名称

団 体 名 天栄村

2 「風車と湖と太古」の概要

(1) 位 置 二俣国有林1159林班ら2小班外

(2) 面 積 219.62ha

(3) 主な活動内容 協定区域内における体験活動等

3 協定項目

別添「協定書」(写)のとおり

4 更新した理由

平成27年3月31日に遊々の森における自主的な森林づくり活動の協定を当署と結び、以来5年間にわたり協定区域内で森林に親しむ様々な体験活動等を実施してきました。実施主体からは継続して活動を実施したいとの意思表示があり、当実施主体の5年間の活動実績から判断したところ、森林・林業への関心度、体験学習の意欲が高く、安全性、技術力、組織運営も確実であるため、適当と認め、協定を更新しました。

遊々の森における体験活動に関する協定書

福島森林管理署白河支署長（以下「甲」という。）と天栄村長（以下「乙」という）は、遊々の森における体験活動に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、本協定に基づく遊々の森における体験活動が円滑に実施されることを目的とする。

第2（遊々の森の名称、位置及び面積）

甲は、福島森林管理署白河支署二俣国有林1159は1林小班外（別紙面積内訳のとおり）の219.62haを遊々の森として乙に利用させるものとする。

なお、遊々の森の名称は、「風車と湖と太古」とする。

第3（全体活動計画書の提出）

乙は、活動の実施にあたって、別紙様式1により全体活動計画を作成し、甲と調整した上で、協定締結のあった日から14日以内に甲に提出するものとする。

第4（年間活動計画書の提出）

乙は、毎年度の活動の実施にあたって、別紙様式2により年間活動計画を作成し、甲と調整の上、前年度末までに提出するものとする。なお、初年度にあつては活動を実施する前までに甲に提出するものとする。また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連絡及び調整を行うものとする。

第5（活動実績の報告）

乙は、毎年度の活動実績について、別紙様式3により年度末までに甲に報告するものとする。

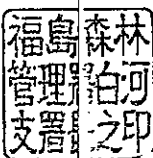
第6（活動の実施）

- 1 乙は、別紙様式1及び2の計画に沿って活動を実施するものとする。
- 2 甲、乙及び活動実施者は、適切な連絡調整を図りながら、活動の円滑な実施に努めるものとする。
- 3 乙は、活動実施者に対し、活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあっては、その法令等による規定を遵守させ活動を実施するものとする。

第7（入林の際の連絡・調整）

乙は、入林する場合にあつては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、甲に書面（FAXによる場合を含む）等により連絡し、必要な調整を行うものとする。また、乙は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

第8（安全確保等の措置）



- 1 乙は、活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期すること。
- 2 乙は、本協定に基づく活動の参加者の安全を責任をもって確保するものとする。万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ明確にしておくこととする。

第9 (経費の負担)

活動の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

第10 (立木竹等の所有権等の権利)

乙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び活動により生ずる全ての権利を有しないものとする。

第11 (施設の設置等)

- 1 乙は、活動に必要な施設を設置する場合は、仮設工作物等簡易なものであって、土地の形質変更が軽微なものに限るものとし、施設の設置計画等についてあらかじめ甲に連絡し、調整を行うものとする。
- 2 乙は、活動が終了した場合には、設置した施設を収去するものとする。ただし、甲が必要ないと認めたときはこの限りではない。

第12 (法令等の遵守)

乙は、活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

第13 (山火事防止等の措置)

- 1 乙は、当該実施箇所及びその周辺において、土砂の崩壊もしくは流出、火災等の災害又はその他の被害が発生し又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。
- 2 乙は、活動参加者に対して、当該箇所及びその周辺における火災防止に充分留意し、山火事防止に万全を期すとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。
- 3 乙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

第14 (損害賠償)

乙及び活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

第15 (活動の円滑な実施への協力)

甲は、活動が円滑に実施されるよう、活動の開始にあたっての現地案内及び説明並びに活動計画の策定に当たっての助言等の協力を行うものとする。

第16 (遊々の森の適切な管理)

甲は、遊々の森が国民により自主的に整備等されるものであることを踏まえ、適切な管理を行うものとする。

第17 (協定の破棄等)

- 1 甲は、次の場合、協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は乙に事前に通知するものとする。
 - (1) 活動の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合
 - (2) 協定に基づいた森林づくり活動の実施の見込みがなく、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと甲が認める場合であって、乙から甲に対し別紙様式4による協定解消に係る申請がない場合又は申請内容が妥当と認められない場合
 - (3) 遊々の森の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公共用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合
 - (4) 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合
 - (5) 協定締結による国民参加の森林づくり実施要領第5の2の団体の条件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合
 - (6) 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不適当であると認められる場合
- 2 乙は、やむを得ない事情により協定に基づいた森林づくり活動の実施が困難となった場合又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じた場合で、今後の活動実施の見込みがない場合、別紙様式4により協定解消の申請書を甲に提出するものとする。甲は乙からの申請内容が妥当と認められる場合、当該協定を解消するものとする。

第18 (協定の有効期間)

- 1 この協定は、令和2年4月1日から令和7年3月31日まで効力を有するものとする。
- 2 この協定は、乙から活動の申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるものとする。

第19 (その他必要と認められる事項)

この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両名記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

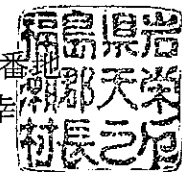
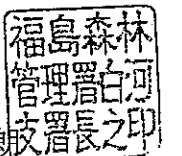
令和2年3月31日

(甲) 林野庁関東森林管理局
福島森林管理署白河支署長

古張 道朗

(乙) 福島県岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑78番
天栄村長

添田 勝幸



(別紙様式1)「遊々の森」における全体活動計画書

令和 年 月 日

福島森林管理署白河支署長 殿

協定者 (代表者)
住所
氏名

印

「遊々の森」における全体活動計画書

1 「遊々の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 全体活動計画

(1) 活動の目標

--

(2) 活動の内容及びスケジュール

活動の内容	1年次 R.2	2年次 R.3	3年次 R.4	4年次 R.5	5年次 R.6	合 計
合 計						

(注)・活動内容については、頻度(回数)等について記述する。
・資材・道具置場等の仮設工作物を設置する場合は記述する。

3 その他

※ 各種法令の指定状況

--

(注) 本欄については、森林管理署で記入。

(別紙様式2)「遊々の森」における年間活動計画書

令和 年 月 日

福島森林管理署白河支署長 殿

協定者 (代表者)
住所
氏名

印

令和 年度「遊々の森」における活動計画書

1 「遊々の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 令和 年度活動計画

活 動 内 容	活 動 時 期				
	月	月	月	月	月
合 計					

参考：活動項目の例：植樹、下刈、間伐、歩道整備、自然観察、林内清掃など

3 その他

※ 各種法令の指定状況

--

(注) 本欄については、森林管理署で記入。

(別紙様式3)「遊々の森」における年間活動実績報告書

令和 年 月 日

福島森林管理署白河支署長 殿

協定者 (代表者)
住所
氏名 印

令和 年度「遊々の森」における活動実績報告書

1 「遊々の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 令和 年度活動実績

実 施 日	活動実施者	参加者数 (参加者内訳)	活動内容 (数量等)

※ 参加者数欄には、参加者の内訳を記載して下さい。
内訳は、幼児、小学生、中学生、高校生、大学生、教育委員会、緑の少年団、大人、等により区分して下さい。
本表により書ききれない場合は、別紙同様の様式により報告して下さい。

3 その他

(別紙様式4)「遊々の森」の協定解消の申請書

令和 年 月 日

福島森林管理署白河支署長 殿

協定者 (代表者)
住所
氏名 印

1 協定の森の名称・位置・面積・協定の有効期間

2 これまでの活動経緯・現状

3 協定解消を求める事由

4 施設等の有無

(1) 撤去必要な施設等の有無 有・無

(2) (1) で「有」とした場合の、施設種類・施設数

(3) (1) で「有」とした場合の、施設撤去予定期日 年 月 日

名称	位置	面積	協定の有効期間
	国有林 林班 小班	ha	年 月 日 ～ 年 月 日
	国有林 林班 小班	ha	年 月 日 ～ 年 月 日

遊々の森「風車と湖と太古」林小班別面積内訳

所在：福島県岩瀬郡天栄村大字湯本字二俣国有林
 福島県岩瀬郡天栄村大字羽鳥一本木国有林

「風車地区」

林班	小班	面積 (ha)	主要樹種	林 齢	備 考
1159	は1内	14.50	アカマツ	58年生	水かん保・県普
	り1	7.00	ブナ・他広葉樹	37年生	県普
	り2	3.58	ブナ・他広葉樹	35年生	水かん保・県普
	り3	4.85	ブナ・他広葉樹	35年生	水かん保・県普
	り4	9.18	ブナ・ヒバ・他広葉樹	101年生以上	県普
	り5	10.62	ブナ・ヒバ・他広葉樹	101年生以上	水かん保・県普
	り6	3.46	ブナ・ヒバ・他広葉樹	101年生以上	水かん保・県特3
1160	ろ2	2.46	ブナ・他広葉樹	101年生以上	県普
	ろ3	9.77	ブナ・他広葉樹	30年生	県普
	ろ4内	14.70	ブナ・他広葉樹	101年生以上	県普
計		80.12			

「湖地区」

林班	小班	面積 (ha)	主要樹種	林 齢	備 考
1129	い内	4.00	ミズナラ・他広葉樹	71年生	県特2
	ろ	14.61	ミズナラ・他広葉樹	96年生	水かん保・保健保・県特2
	は	7.68	カラマツ・他広葉樹	67年生	水かん保・県特3
	に1	4.55	スギ・アカマツ	45年生	水かん保・県特3
	へ	4.47	アカマツ・他広葉樹	46年生	水かん保・県特3
	と	4.63	アカマツ・他広葉樹	46年生	水かん保・県特3
	ち	2.52	ミズナラ・他広葉樹	76年生	水かん保・保健保・県特2
1130	い内	9.07	ミズナラ・他広葉樹	80年生	県特2
	ろ	10.85	ミズナラ・他広葉樹	80年生	水かん保・保健保・県特2
	へ	6.40	ミズナラ・他広葉樹	76年生	水かん保・保健保・県特2
	と	3.17	ミズナラ・他広葉樹	86年生	水かん保・保健保・県特2
	ち内	1.00	ミズナラ・他広葉樹	74年生	水かん保・保健保・県特2
計		72.95			

「太古地区」

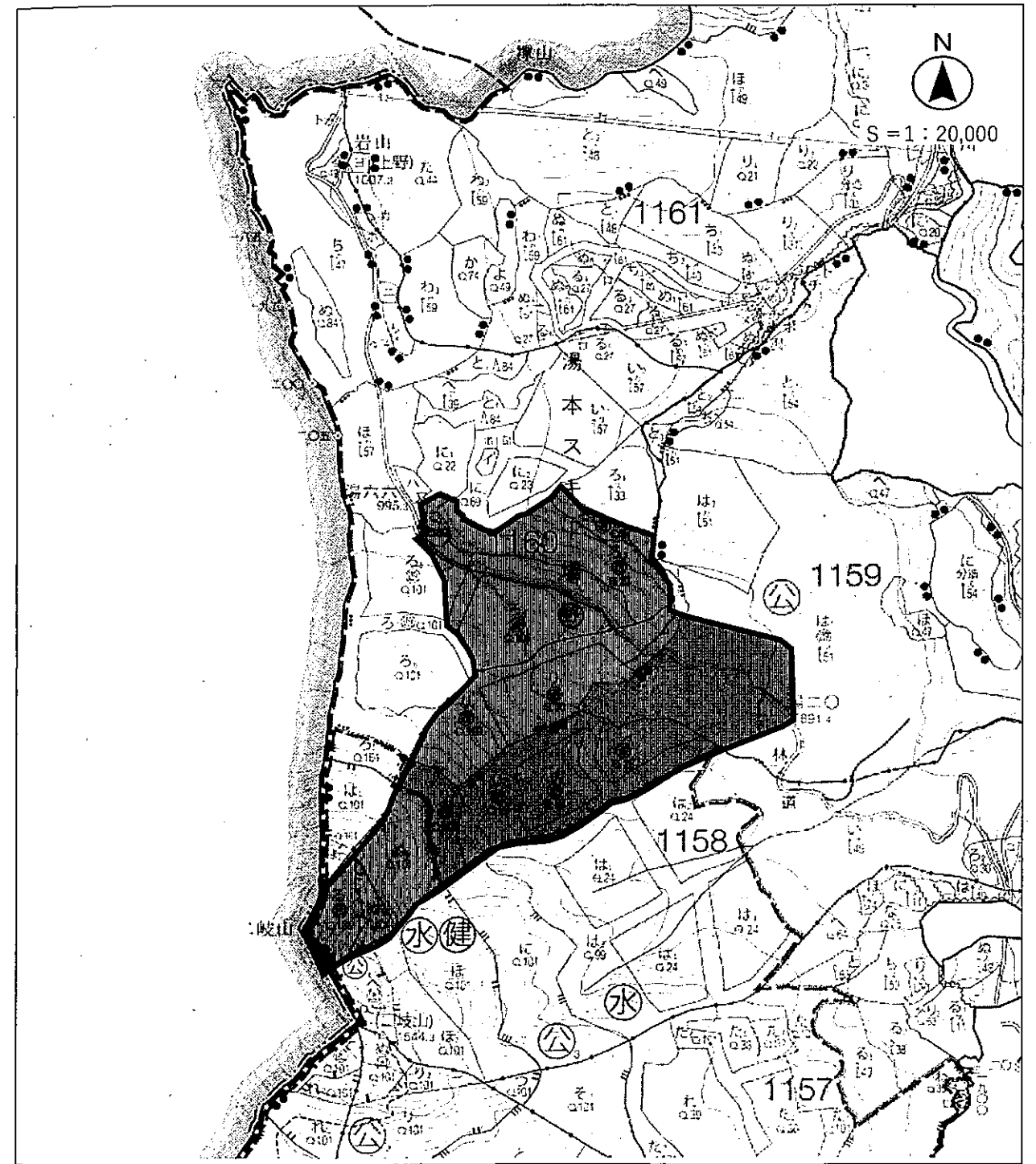
林班	小班	面積 (ha)	主要樹種	林 齢	備 考
1154	い内	11.20	ブナ・ヒバ・他広葉樹	101年生以上	水かん保・保健保・県特3
1155	へ内	5.10	ブナ・ヒバ・他広葉樹	101年生以上	水かん保・保健保・県特3
	よ1	41.76	ブナ・ヒバ・他広葉樹	101年生以上	水かん保・保健保・県特2
1156	ろ内	4.00	ブナ・ヒバ・他広葉樹	101年生以上	水かん保・保健保・県特3
	に3	4.49	モミ・他広葉樹	48年生	水かん保・県普
計		66.55			

合計	219.62ha
----	----------

遊々の森「風車と湖と太古」区域図

福島県岩瀬郡天栄村大字湯本字二俣国有林 1159 林班は1小班外

「風車地区」

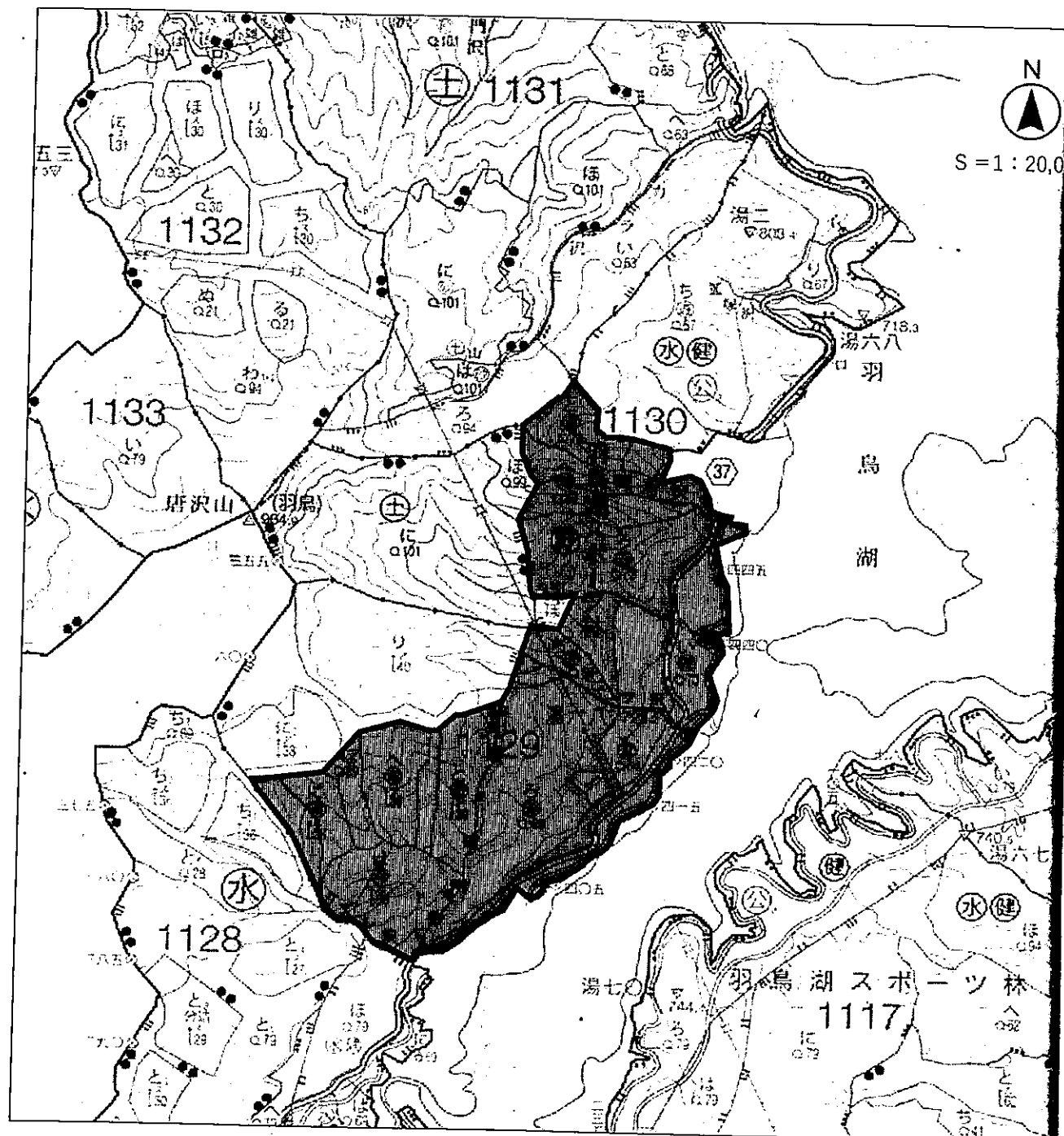


凡 例	
遊々の森区域	

遊々の森「風車と湖と太古」区域図

福島県岩瀬郡天栄村大字湯本字二俣国有林1159林班は1小班外

「湖地区」

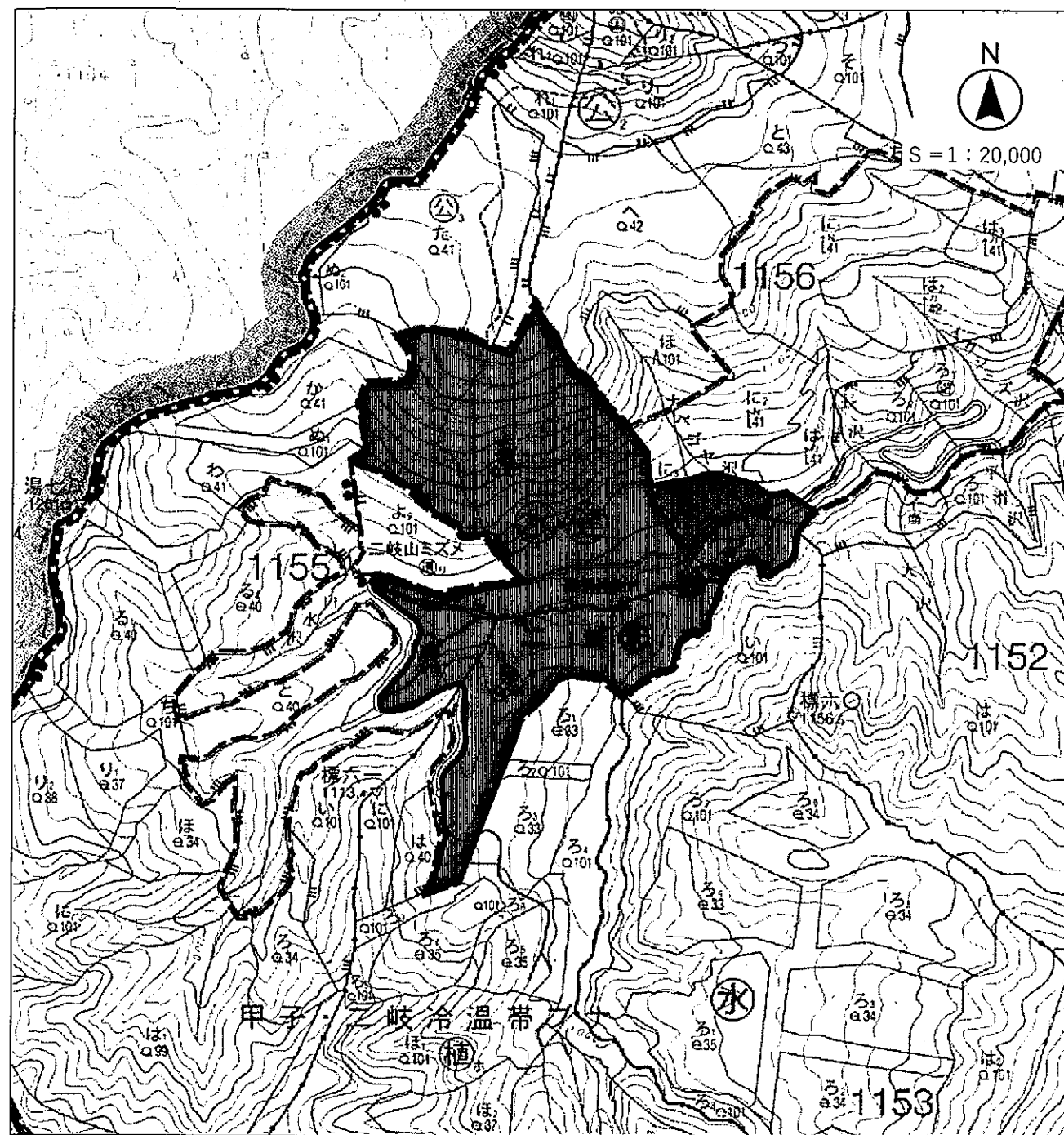


凡 例	
遊々の森区域	

遊々の森「風車と湖と太古」区域図

福島県岩瀬郡天栄村大字湯本字二俣国有林1159林班は1小班外

「太古地区」



凡 例	
遊々の森区域	